

[異常時通報連絡の公表文（様式1-1）]

伊方発電所2号機タービン動補助給水ポンプの運転上の制限の逸脱について

21. 7. 1
原子力安全対策推進監
(内線2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	21年7月1日13時50分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他 	

[異常の内容]

7月1日(水)14時45分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 定期検査中の2号機において、本日12時23分、自動待機中のタービン動補助給水ポンプのトリップを示す信号が発信したが、現地作業中の保修員が直ちにトリップ状態をリセットした。
- 2 トリップ信号の発信原因は、保修員が誤ってトリップレバーに接触したものであり、同ポンプは健全であったが、トリップ信号発信中の3秒間は、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していなかったと13時50分に判断した。
- 3 放射能による外部への影響はない。

県では、八幡浜保健所の職員を伊方発電所に派遣し、現場の状況等を確認しております。

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	運転中(出力%) ・ 停止中
	2号機	調整運転中(出力100%) ・ 停止中
	3号機	運転中(出力103%) ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） 社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） その他特に重要と認められる事態
B	管理区域内の設備の異常 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき その他重要と認められる事態
C	区分A，B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

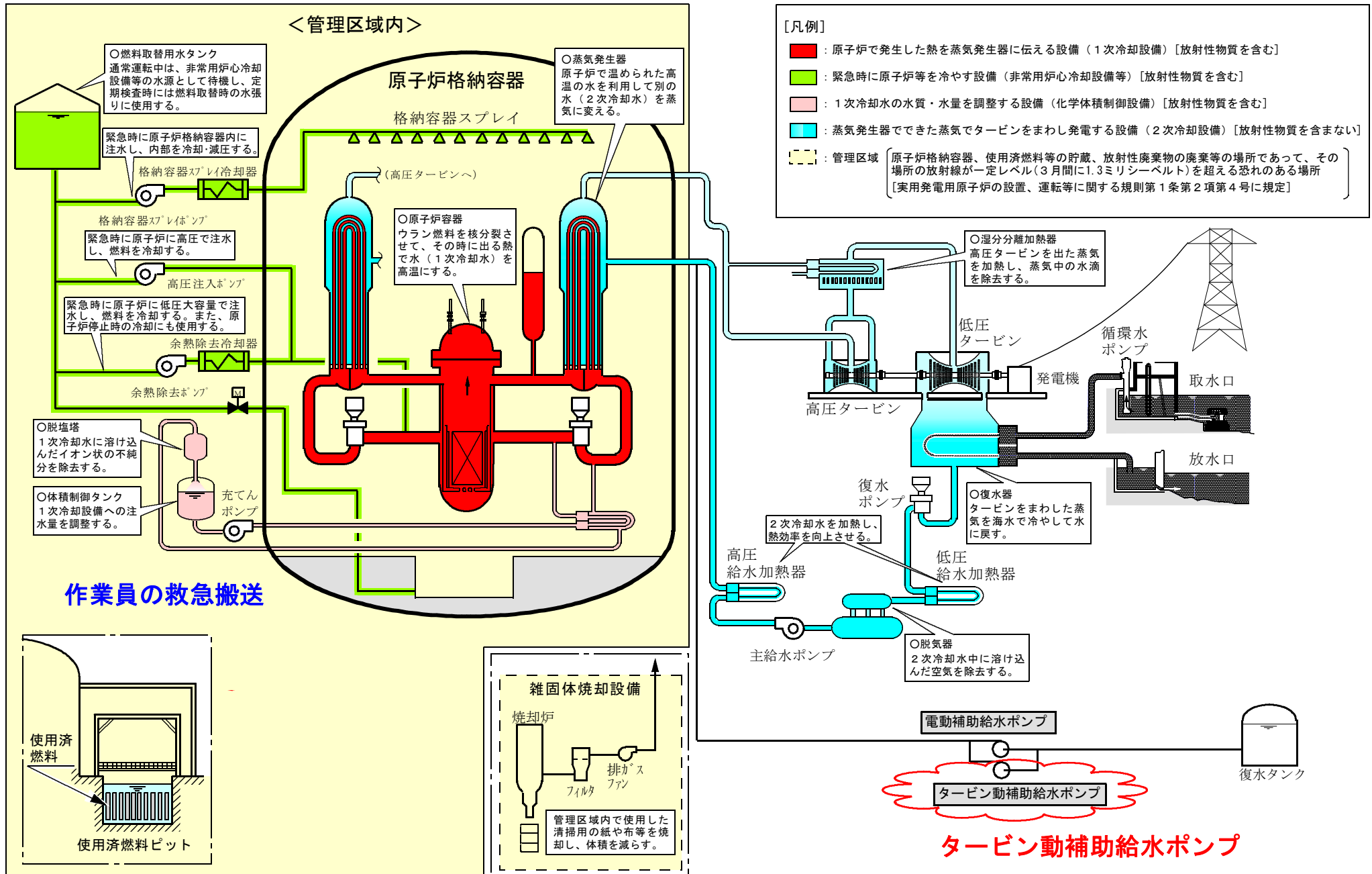
その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生 の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

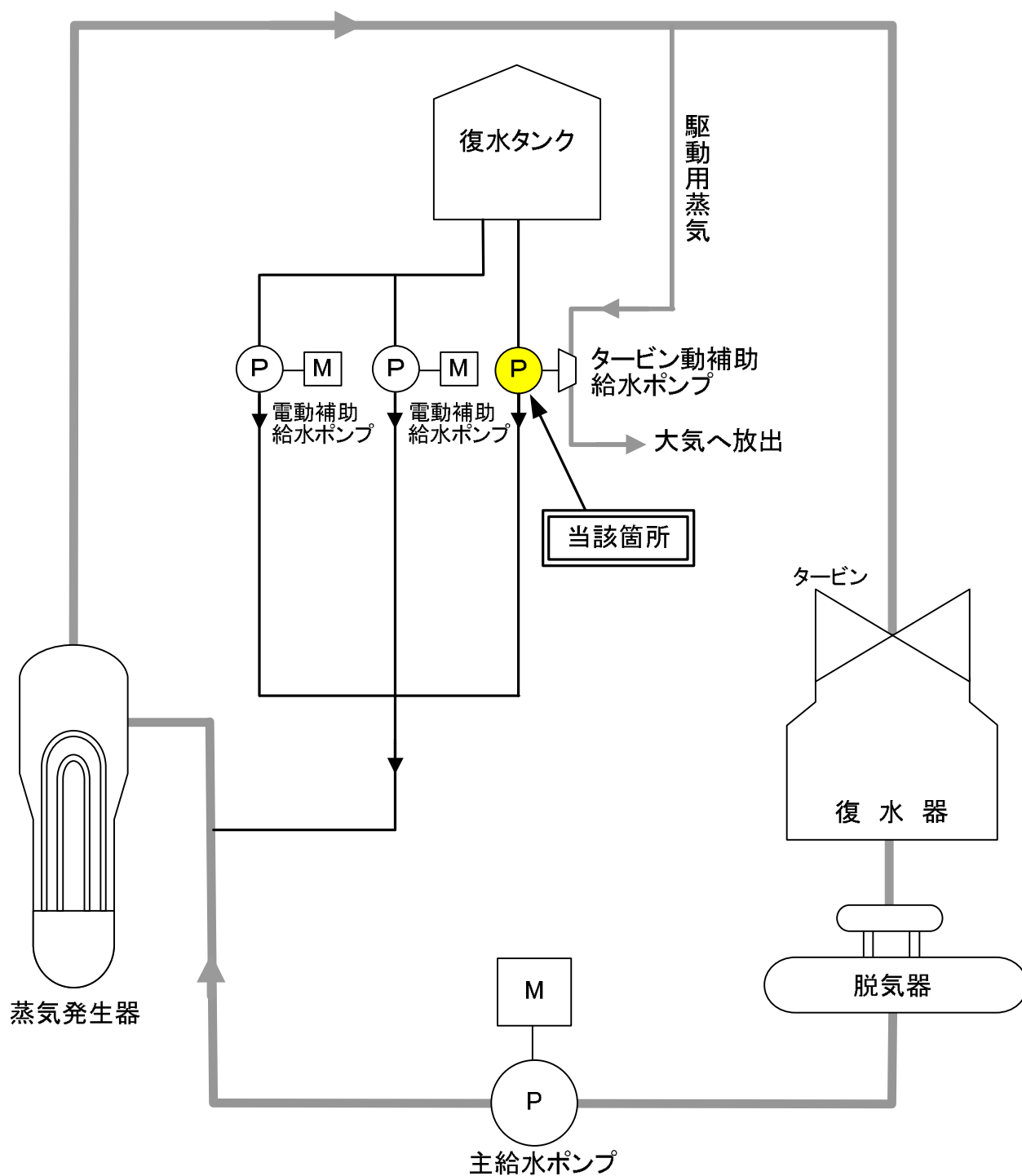
伊方発電所情報 (お知らせ)

発信年月日	平成 21年 7月 1日(水) 14時45分	
発信者	伊方発電所 長井	
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・ 2号機(566MW) ・3号機(890MW)
	発生時 状況	1. 出力569MWにて(通常運転中・ 調整運転中 ・出力上昇中・出力降下中) 2. 第21回定期検査中
発生状況 概要	設備トラブル・人身事故・地震・ その他	
	<p>1. 発生日時：7月 1日 13時50分</p> <p>2. 場 所：2号機 補助建家1階(管理区域外)</p> <p>3. 状 況：</p> <p>伊方発電所2号機は定期検査中のところ、本日12時23分に自動待機中のタービン動補助給水ポンプのトリップを示す信号が発信しましたが、現地作業中の係員が直ちにトリップ状態をリセットいたしました。</p> <p>トリップ信号の発信原因は、係員が誤ってトリップレバーに接触したことによるものであり、タービン動補助給水ポンプは健全でしたが、3秒間のトリップ信号発信中、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していなかったことを13時50分に判断したことから、お知らせいたします。</p> <p>なお、放射能による外部への影響はありません。</p>	
運転状況	1号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 2号機：通常運転中・ 調整運転中 ・出力上昇中・出力降下中・定検中 3号機： 通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中	
備 考		

伊方発電所 基本系統図



伊方発電所2号機 タービン動補助給水ポンプまわり概略系統図





タービン動補助給水ポンプ



ポンプ

タービン

トリップレバー

(用語説明)

○タービン動補助給水ポンプ

補助給水ポンプとは、蒸気発生器への通常の給水ができなくなった場合に、これをバックアップするためのポンプ。

2号機には蒸気駆動型のタービン動補助給水ポンプ1台と、電動駆動型の電動補助給水ポンプ2台を設置している。

通常時は、3台とも待機状態にある。

○トリップレバー

振動異常など異常状態が発生した時に、現場で緊急停止させるためのレバー

周辺環境放射線調査結果

(県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成21年7月1日(水)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値(シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		12:00	12:10	12:20	12:30	12:40	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション(九町越)	16	15	19	20	20	4.6	1.9
	九町モニタリングポスト	22	23	26	27	28	4.8	2.5
	湊浦モニタリングポスト	16	15	16	18	18	3.7	1.6
	伊方越 モニタリングポスト	18	18	21	20	23	4.6	2.2
	川永田 モニタリングポスト	21	21	24	25	25	5.1	2.7
	豊之浦 モニタリングポスト	10	11	14	16	16	4.3	1.4
	加周モニタリングポスト	23	24	27	29	28	5.4	3.0
	大成モニタリングポスト	21	21	23	24	24	3.6	2.2
四国電力(株)	モニタリングステーション	14	14	16	17	17	4.1	1.7
	モニタリングポストNo. 1	13	13	16	18	18	4.4	1.6
	モニタリングポストNo. 2	12	13	16	19	19	4.5	1.6
	モニタリングポストNo. 3	11	11	16	17	17	4.6	1.5
	モニタリングポストNo. 4	13	13	16	19	18	4.4	1.6

※降雨の状況：有・無

伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

1 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間(平成18、19年度)の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

2 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

